

入札者注意書

株式会社ゆうちょ銀行東日本貯金事務計算センター

入札及びオープンカウンター方式は、株式会社ゆうちょ銀行東日本貯金事務計算センターから別に公告又は通知した事項のほか、この注意書の定めるところにより行う。

1 入札書の記載方法

- (1) 入札書は日本語で記載すること。
なお、金額については日本国通貨とする。
- (2) 入札書は所定の様式によること。
- (3) 記載項目は次のとおり。

ア 入札価格

- ① 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 10%に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 110 分の 100 に相当する金額とすること。
- ② 入札価格には、調達物品の本体価格のほか、輸送費、保険料及び関税等一切の諸経費を含めること。

イ 品名（件名）

調達する物品等の品名（件名）として示したものとする。

ウ 年月日

入札・開札の年月日とする。ただし、郵便による入札の場合の日付は、入札書を作成した年月日とする。

エ 入札者氏名及び押印等

- ① 入札者氏名は、法人の場合はその名称又は商号及び代表者の氏名とし、押印する印章は社印又は代表者印とする。
- ② 外国業者にあつて押印の必要があるものについては署名をもって代えることができる。

2 入札書の提出方法

入札者は次の方法により入札書を提出しなければならない。

- (1) 入札・開札の日時に入札書を入札箱に投函する。
- (2) 郵便（書留郵便又は特定記録郵便に限る。）による場合は、入札書を封筒に入れ封印し、かつその表面に入札者氏名（法人の場合はその名称又は商号、代理人の場合は入札者の氏名及び代理人の氏名を含む。）及び「 月 日 時開札「入札件名」の入札書在中」と記載し、初度入札の入札書在中の封筒には「1 回」と、再度入札の入札書在中の封筒には「2 回」と記載して、それらをまとめ別の封筒に入れ、表面に「入札書在中」と記載して、入札公告等に示した日時までに、入札公告等に示した場所あて郵送（必着）しなければならない。
なお、2 回目以降の入札を辞退する場合は、入札書に「辞退」と記載し提出すること。
また、電報、ファクシミリ、電話その他の方法による入札は認めない。
- (3) 入札者は、その提出した入札書の引き換え、変更又は取り消しをすることはできない。

3 代理人による入札

- (1) 代理人が入札する場合には、入札書に委任者の氏名（法人の場合はその名称又は商号

- 及び代表者の氏名)、代理人であることの表示、当該代理人の氏名及び押印をしておくとともに、入札日時(又は入札書の提出日時)までに委任状を提出しなければならない。
- (2) 入札者又はその代理人は、1の入札について他の入札者の代理人を兼ねることができない。

4 入札書の無効

次の各号のいずれかに該当する入札書は無効とする。

- (1) 競争に参加するための条件を満たさない者又は指名しない者により提出された入札書
- (2) 委任状のない代理人により提出された入札書
- (3) 代理人が入札する場合、入札者の氏名(法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名)、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名及び押印のない入札書
- (4) 2人以上の入札者の代理をした者により提出された入札書
- (5) 同一の者により提出された2以上の入札書
- (6) 郵便で差し出された場合において、入札公告等にした入札日時に指示する場所に到着しなかった入札書
- (7) 記載事項が不備な入札書
 - ア 入札価格が不明確な入札書
 - イ 入札価格の記載を訂正した入札書で、訂正について押印のないもの
 - ウ 品名・数量が調達する物品の品名・数量として示したものと異なる入札書
 - エ 調達する物品の品名、単価及び合価の記載のない入札書
 - オ 入札者及び代理人の氏名(法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名。代理人の場合は入札者の氏名及び代理人の氏名)の判然としない入札書
 - カ 郵便で差し出された場合において上記2(2)に定める記載のない入札書
 - キ その他記載事項が不備又は判読できない入札書
- (8) 明らかに連合によると認められる入札書
- (9) その他入札に関する条件に違反した入札書

5 入札書の内訳金額と合計金額が符合しない場合

落札後、入札者に内訳を記載させる場合があるので、内訳金額が合計金額と符合しないときは、合計金額で入札したものとみなす。この場合において、入札者は、内訳金額の補正を求められたときは、直ちに合計金額に基づいてこれを補正しなければならない。

6 秩序の維持

- (1) 「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」の厳守

入札者は独占禁止法に抵触する等、次に掲げるような行為を行ってはならない。

 - ア 入札者は入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。
 - イ 入札者は、落札決定の前に、他の入札者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。
 - ウ 公正な価格を害し又は不正の利益を得るための連合をしてはならない。
- (2) 入札執行中、入札場所において次の行為に該当すると認められる者を、入札場外に退去させることがある。

なお、入札執行者が特に必要と認める場合は、当該入札を延期し、又はこれを中止することがある。

 - ア 公正な競争の執行を妨げ、又は妨げようとしたとき。
 - イ みだりに私語を発し、入札の秩序を乱したとき。

7 開札

- (1) 開札は入札者又はその代理人を立ち会わせて行う。

なお、立会者は1名に限る。ただし、入札者又はその代理人が立ち合わない場合は、

入札事務に関係のない社員を立ち会わせて行う。

- (2) 入札者又はその代理人は、開札時刻後においては、開札場所に入室することはできない。
- (3) 入札者又はその代理人は、開札場所に入室しようとするときは、入札関係社員の求めに応じ、身分証明書を提示しなければならない。ただし、入札の権限に関して委任を行う場合は、入札日時（又は入札書の提出日時）までに委任状を提出する。
- (4) 入札者又はその代理人は、契約責任者等又はその補助者が特にやむを得ないと認めた場合のほか、開札場所を退出することができない。
- (5) 開札した場合において、各人の入札のうち予定価格の制限に達した価格のない場合には、直ちに再度の入札（オープンカウンター方式を除く。）を行う。

なお、再度入札（オープンカウンター方式については、初度入札）を行っても落札者がいない場合には、最低価格を示した参加者から順に価格交渉を行い、予定価格の範囲内の価格を提示した者と契約を締結することとする。そのため、入札書兼見積書については複数枚用意しておくこと。

8 落札者の決定方法

- (1) 予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。ただし、その入札が、相手方となるべき者の申込みに係る価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなる恐れがあつて著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち最低の価格をもって申込みをした者を落札者とすることがある。
- (2) 落札者となるべき者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。
また、入札者又は代理人がくじを引くことができないときは、入札執行事務に関係のない社員がこれに代わってくじを引き落札者を決定するものとする。
- (3) 契約責任者等は、落札者を決定したときに入札参加者にその氏名（法人の場合はその名称）及び価格を口頭で通知する。ただし、(1)のただし書きにより落札者を決定する場合においては別に書面で通知する。

9 落札決定の取消

次の各号のいずれかに該当するときは、落札の決定を取り消す。ただし、契約責任者が、正当な理由があると認めたときはこの限りでない。

- (1) 落札者が、契約責任者から求められたにもかかわらず契約書の取り交わし（又は請書の提出）を行わないとき。
- (2) 入札書の内訳金額と合計金額が符合しない場合に入札書の補正をしないとき。
- (3) 入札に関して虚偽又は不誠実な行為があつたとき。

10 契約書（又は請書）の作成

- (1) 競争入札を執行した結果、落札者となった入札者は、遅滞なく契約書の取り交わし（又は請書の提出）を行うものとする。
- (2) 契約書（又は請書）において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (3) 契約書（又は請書）の作成
 - ア 契約書は2通作成し、双方各1通を保管する。
 - イ 請書は1通作成し、株式会社ゆうちょ銀行で保管する。
 - ウ 契約書（又は請書）の作成に要する費用のうち落札者側に発生する費用はすべて落札者の負担とする。ただし、契約書用紙（又は請書用紙）は交付する。

11 「商業登記簿謄本」等の提出

落札者の「役員」及び「主要株主」を確認する場合があるので、契約責任者が求めるときは、「商業登記簿謄本（現在事項（全部）証明書）」、「会社概要」等を提出する。

12 競争に参加することができない者

次の事項に該当する者は、競争に参加することができないものとする。

(1) 契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者。ただし、制限行為能力者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。

(2) 次の各号のいずれかに該当すると認められるもので、その事実があった後、指定する期間を経過していない者（これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても同様とする。）

ア 契約の履行に当たり故意に物品の製造等を粗雑にし、又は品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

イ 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

ウ 競争の参加を妨げ、又は契約の締結若しくは履行を妨げた者

エ 監督、検収又は請求内容の確認に際し職務の執行を妨げた者

オ 正当な理由がなくて契約の履行をしなかった者

カ その他、当社に損害を与えた者

(3) 次の各号のいずれかに該当すると認められるもので、その事実があった後、1年を経過していない者。（これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても同様とする。）

ア 公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により公訴を提起された者

イ 公共機関が発注した契約に関し、談合又は競売入札妨害の容疑により公訴を提起された者

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをした者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをした者。ただし、更生手続又は再生手続の終結の決定を受けた者は除く。

(5) 反社会的勢力と認められる者（これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても同様とする。また、再委託する場合は再委託先（再々委託先以降も含む）も含む。）

なお、反社会的勢力とは、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等及びそれらに準ずる者等の属性要件のほか、次に掲げる行為を行う者をいう。

ア 暴力的な要求行為

イ 法的な責任を超えた不当な要求行為

ウ 取引に係り、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為

エ 風説を流布し、偽計を用い若しくは威力を用いて当社の信用をき損し又は当社の業務を妨害する行為

オ アからエに準ずる行為

(6) 契約の履行に当たり使用する、支配人、代理人、その他の使用人が、上記(4)又は(5)に該当する事実があった者。

13 その他

(1) 使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

免除

(3) 契約代金の支払場所及び支払時期

ア 支払場所

届出振替口座等

イ 支払時期等

契約の履行を完了し、請求内容の確認を受けたときは、請求書を受理した日から起算して 30 日後を支払期限とし、支払日は支払期限の直前の定時支払日（毎月 5 日、15 日、25 日及び末日、ただし、定時支払日が当社の休業日に当たる場合は、その休業日が終わる日の翌日）とする。

なお、支払代金に 1 円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(4) 契約書を取り交わさない（又は請書を提出しない）場合においても、落札者は契約条項を承諾の上、確実に履行する。

(5) 入札者は、入札後においては、入札者注意書等に掲げた事項、仕様書、図面、見本及び現品並びに契約書案又は契約条項及び明細書の不知又は不明を理由として異議を申し立てることができない。

(6) 落札者の入札に関して虚偽又は不誠実な行為があった場合は、契約を解除することができるものとする。

(7) 監督及び検収は契約条項の定めるところにより行う。

なお、検収実施場所は、指定する日本国内の場所とする。

(8) 日本郵政グループは、国連グローバルコンパクトに定める 4 分野（人権、労働、環境、腐敗防止）10 原則を支持しています。

お取引先さま（契約の相手方）にも同コンパクトの内容に配慮した活動への取り組みをお願いします。